

## 議案第72号 交野市放課後児童会条例の一部を改正する条例について

### 1. 条例改正の目的

放課後児童会の会費については、交野市放課後児童会条例及び同条例施行規則において、過去3年間の放課後児童会経常的経費をもとに3年毎の定期的な見直しを行うこととしている。

今回の見直しでは、放課後児童支援員等（会計年度任用職員等）に対する給与改定及び勤勉手当支給開始による人件費が増加したことから、令和8年度からの放課後児童会の月額会費の増額改定を行いたいため、所要の改正を行うもの。

### 2. 条例改正の内容

現 行	改定後
<b>■月額会費</b> 5,000円／児童1人 2,500円／児童2人目以降	<b>■月額会費</b> 6,000円／児童1人 3,000円／児童2人目以降
<b>■延長使用料</b> 100円(月額上限1,500円) ／児童1人・1日 50円(月額上限 750円) ／児童2人目以降・1日	<b>■延長使用料</b> 変更なし

※生活保護世帯及び就学援助世帯は、月額会費・延長使用料を免除

#### ■月額会費に係る経常的経費決算額の比較(※1)

前回から増加した経費約5,000万円のうち、約4,200万円(85%相当)は会計年度任用職員等の人件費



### 3. 施行日 令和8年4月1日

# 議案第72号 交野市放課後児童会条例の一部を改正する条例について

## 【参考】 算定方法（規則第11条）

（第11条概要） 見直しをしようとする年度の前3年間の放課後児童会経常的経費決算額の平均額から、見直しをしようとする年度の前3年間の放課後児童会に係る補助金額の平均額を差し引いた額を当該年度の児童会定員の総数で除して、2分の1を乗じて、12で除して得た額により算出した額とする。延長使用料に関しては、会費の規定を準用する。

### ■月額会費

$$\frac{\text{経常的経費決算平均額 (過去3年間)} - \text{補助金等平均額 (過去3年間)}}{\text{当該年度の児童会定員の総数}} \times \frac{\text{保護者負担}}{1/2} \div \frac{\text{年間月数}}{12}$$

○会費積算

$$\frac{242,171,152 \text{ 円} - 96,401,000 \text{ 円}}{965 \text{ 人}} \times \frac{1}{2} \div 12 = 6294.0 \text{ 円}$$

### ■延長使用料

$$\frac{\text{経常的経費決算平均額(過去3年間:延長分)}}{\text{当該年度の児童会定員} \times \text{平均利用率(過去3年間:延長分)}} \times \frac{\text{保護者負担}}{1/2} \div \frac{\text{年間月数}}{12} \div \frac{20}{\text{日/月}}$$

○延長使用料積算

$$\frac{5,718,636 \text{ 円}}{119 \text{ 人}} \times \frac{1}{2} \div 12 \div 20 \text{ 日} = 100.1 \text{ 円}$$

### 【定員・児童数の推移】

児童数は例年4月から夏休み頃まで増加し、その後減少する傾向がある。過去3年の平均児童数は定員と大きな差異がなく、令和7年度においても同様で大きな乖離は生じないと考えられる。

(単位:人)

年度	定員	※一時定員	児童数 (5月時点)	平均児童数
令和4年度	930	280	970	888
令和5年度	930	280	1,020	941
令和6年度	890	320	1,040	960
令和7年度	965	375	1,122	-

### (※1) ■月額会費に係る経常的経費決算額の比較 係る資料

(単位:円)

見直し年度	前回 (R1~3年度分平均)	今回 (令和4~6年度分平均)	前回との差額	構成比
経常的経費 決算額	192,590,108	242,171,152	49,581,044	—
正職人件費 (按分)	(40,619,705)	(43,133,199)	(2,513,494)	5.1%
任期付き・会計年 度任用職員	(144,642,515)	(186,942,646)	(42,300,131)	85.3%
その他事務費	(7,327,888)	(12,095,307)	(4,767,419)	9.6%
国・府補助金	72,813,000	96,401,000	23,588,000	—

事務費:主に備品購入、早期施設管理委託料等

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和7年9月定例会

議案の 件名	議案第72号 交野市放課後児童会条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ <span style="border: 1px solid black;">条例</span> その他（ <span style="border: 1px solid black;"> </span> ）			
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉				
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の9の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を図るため、放課後児童健全育成事業として実施する交野市放課後児童会の運営に関し、必要な事項を定める。		北河内では、必要に応じて会費の見直しを実施				
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）				
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉				
交野市放課後児童会条例第8条第5項の規定に基づき、放課後児童会の会費額の定期的な見直し（3年毎）により、令和8年度から会費額の改定を行うことに伴い、条例の一部を改正するもの。		月会費を現行の5,000円から6,000円へ引き上げることにより、年間で約900万円程度の歳入増が見込まれる。この会費収入を活用し、安定的かつ継続的な事業運営の確保を図る。				
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉				
<p>・前回の見直し結果 令和5年度～令和7年度の月額会費：前回と変更なし 1人につき月額5,000円、2人目以降月額2,500円</p> <p>・今回の見直し結果 令和8年度～令和10年度の月額会費：前回から増額 1人につき月額6,000円、2人目以降月額3,000円</p> <p>放課後児童会の月額会費の算出方法は、交野市放課後児童会条例施行規則第11条において、過去3年の経常的経費をもとに、その2分の1を保護者負担とする考え方で規定されている。今回の見直しでは、放課後児童支援員等（会計年度任用職員等）に対する給与改定や勤勉手当の支給開始等により、経常的経費が増加したことから会費の増額改定となる。</p> <p>8月13日全員協議会へ報告</p>		まちづくりの目標 政策分野または経営方針 施策	目 標	1 みんなで子どもを育み、子どもがのびのびと学ぶまち		
			分野・方針	1 子育て		
			施 策	安定的な放課後児童会の運営		
〈市民参加の状況〉		○その他の計画（該当する場合のみ）				
有・ <span style="border: 1px solid black;">無</span> （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		計画名称	交野市こども計画			
			策定年度	令和7年3月		
			計画期間	令和7年度～令和11年度		
		〈政策等の実施時期〉		令和8年4月1日		
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）		
		健やか部	子育て支援課	<span style="border: 1px solid black;">有</span> ・無（新旧対照表等）		

交野市放課後児童会条例（平成16年条例第28号）新旧対照表

新	旧
<p>(会費)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 会費は、児童1人につき月額<u>6,000円</u>とする。ただし、同一世帯で2人以上の児童が入会する場合、2人目以降の児童の会費は、1人につき月額<u>3,000円</u>とする。</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(会費)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 会費は、児童1人につき月額<u>5,000円</u>とする。ただし、同一世帯で2人以上の児童が入会する場合、2人目以降の児童の会費は、1人につき月額<u>2,500円</u>とする。</p> <p>3～6 (略)</p>